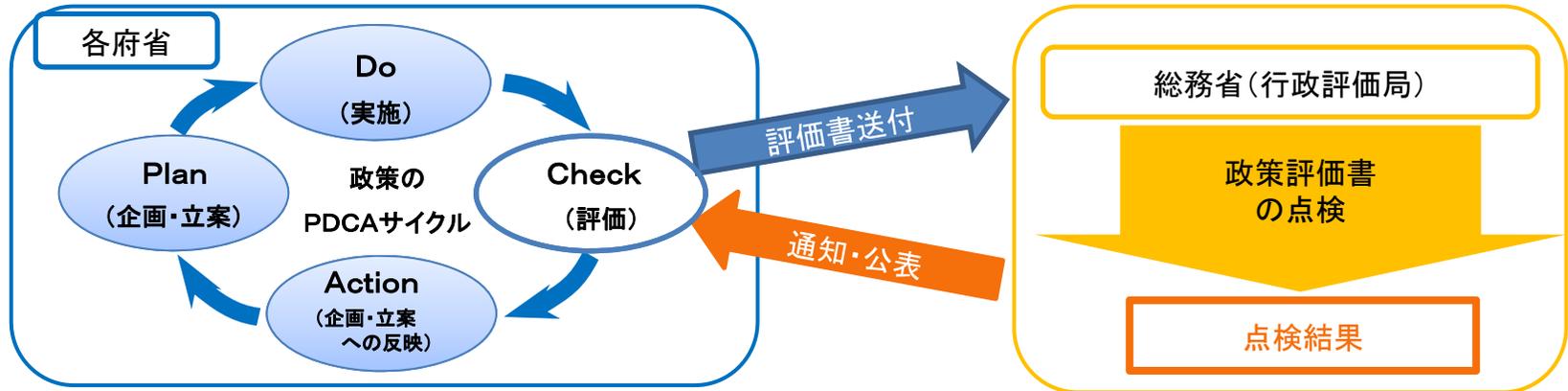


1. 政策評価の点検について

○ 総務省は、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するため、各行政機関が行った政策評価について、点検

【イメージ】

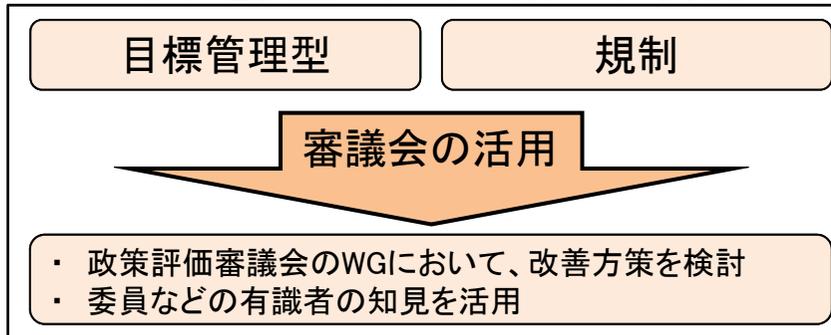


【昨年度】

○ 4分野(①目標管理型の政策評価、②規制の事前評価、③租税特別措置等に係る政策評価、④公共事業評価)を重点的に点検し、指摘事項や各行政機関の対応状況を公表。一定程度評価の質の向上が図られているものの、改善すべき点もみられた

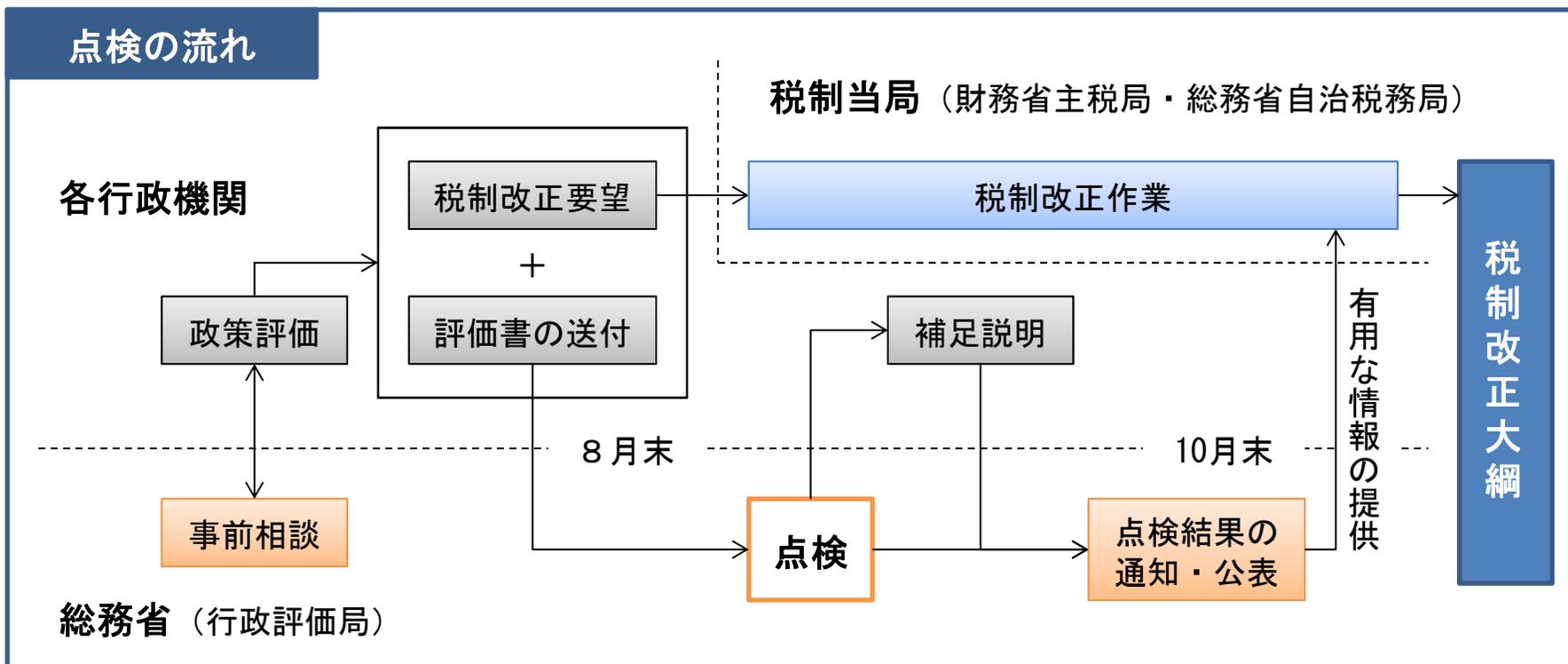
【平成27年度の方針】

○ 以下の取組を実施し、より一層の政策評価の質の向上を図る



2. 租税特別措置等に係る政策評価の点検

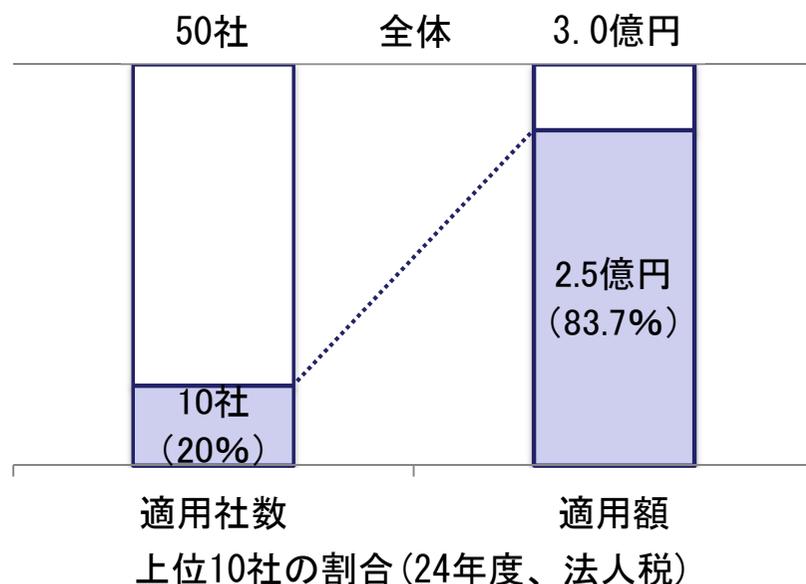
- 各行政機関は、税制改正要望に際して、租税特別措置等に係る政策評価を実施
[対象] 法人税(国税)、法人事業税・法人住民税(地方税)等
- 総務省は、有効性の観点から、評価書の分析・説明の内容が一定水準に達しているかを点検
[主な点検項目] ・ 達成目標が適切に設定されているか。
・ 適用数等が定量的に分析されているか。
(注) 租税特別措置等の要否そのものを判断しているものではない。
- 点検結果は、税制改正作業に対して適時に提供するとともに、各行政機関に通知・公表



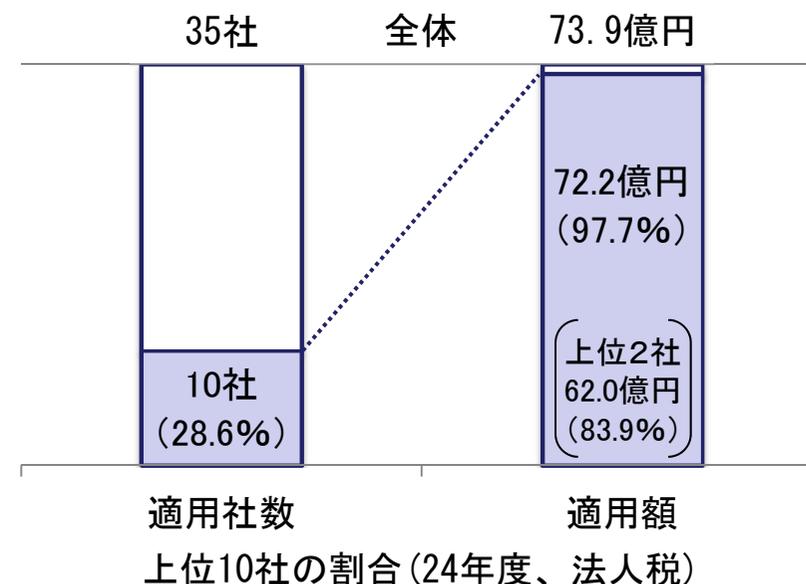
点検の事例（26年度）

- 不特定多数の適用を想定しながら、上位10社の適用額合計が8割を超え、租税特別措置等の適用額が特定の者に偏っていることについて、説明が不十分な評価書が見られた。（3件）

《厚労03》障害者の「働く場」に対する発注促進税制



《内閣13、厚労10》仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制優遇措置



(注) 租特透明化法に基づき把握される情報を記載。



租税特別措置等は税負担の公平の原則の例外であることから、これらの評価書に係る租税特別措置等については、想定外に一部の企業のみが恩恵を受けていないか、今後の税制改正作業において更なる検証が必要

3. 公共事業評価の点検

- 公共事業の実施省は、公共事業評価を実施
[実施省]厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省
[対 象] 事前評価:事業費10億円以上の公共事業評価(新規採択時)
事後評価:5年経過して未着工の事業、10年経過して継続中の事業(再評価)等
- 総務省は、実施省による評価が客観的かつ厳格に実施されているかを点検
- 点検結果は、実施省に通知・公表。実施省において、点検結果を踏まえ、評価書の修正やマニュアル等の改訂を実施
- 平成27年度は、行政評価局の現地調査機能を活用した情報の収集・分析、臨時委員・専門委員の知見を活用した課題の洗い出し等を実施
⇒来年度(平成28年度)からワーキング・グループを設置し、検討を行うことも念頭

点検の流れ

- ・ 8月～11月 行政評価局・管区支局(北海道、東北、中部、近畿、中国四国、四国、九州)による各評価主体及び事業主体からの情報収集
- ・ 12月～2月 情報収集結果の分析、公共事業評価の課題について、整理・検討
- ・ 3月 平成27年度点検結果の通知・公表

※平成26年度は、行政評価局の現地調査機能は活用せず点検

点検の事例（26年度）

工業用水道事業（富山県）〔経済産業省〕

（事業概要）水源施設、導水施設、取水施設、配水施設等を整備し、砺波市の企業に工業用水を安定的に供給する。

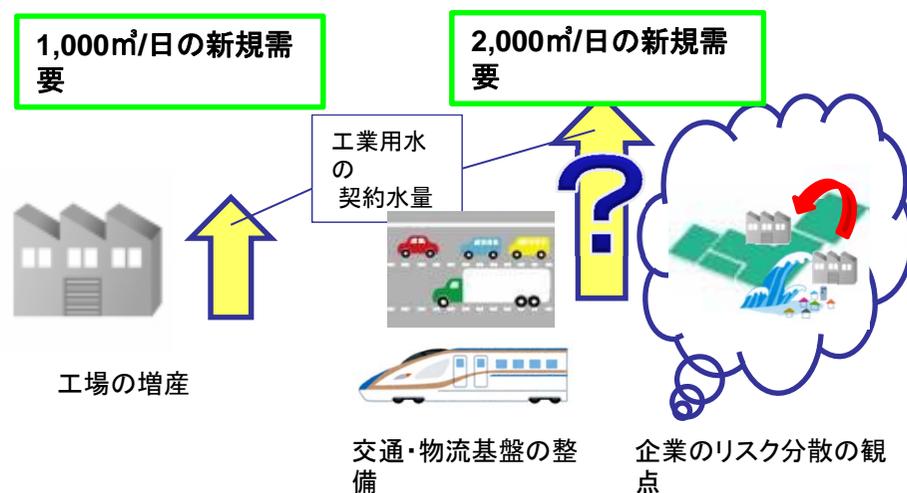
（事業期間）平成6年度～34年度

（総事業費）20.4億円

（ B / C ） 1.49 （便益：36.1億円、費用：24.2億円）

（問題点の概要）

- 本事業の評価では、工業用水の新規需要が、平成27年度から1,000m³/日、平成30年度から2,000m³/日生じるとの予測に基づき、便益を算定している。
- しかし、需要予測の根拠を確認したところ、1,000m³/日の新規需要については、企業の増産を根拠としているものの、2,000m³/日の新規需要については、交通・物流基盤の整備及び東日本大震災を契機とした企業のリスク分散の観点のみを根拠としており、2,000m³/日の新規需要を見込む根拠として不十分である。



【総務省の指摘】

- 平成30年度から2,000m³/日の新規需要が生じるとする需要予測については、根拠が不十分であることから、根拠を十分整理すべきではないか。

【経済産業省の対応】

- 指摘を踏まえ、事業主体に根拠を確認し、必要に応じて評価書の修正を行う。